

平成23年 4月 1日

令和 4年 2月16日一部改正

令和 4年 4月 1日一部改正

### 大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付基準

補助金の名称	大津市放課後児童健全育成事業費補助金
補助金の交付目的	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の需要を満たし、及びその利用を促進するため補助金を交付する。
補助金の交付対象者	大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に適合する社会福祉法人等
補助対象経費	補助金の交付の対象となる経費は、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙（以下、要綱別紙）の「4対象経費」に掲げる経費とする。
補助金の額及びその算定方法又は補助率	補助金の額は、要綱別紙「1事業」放課後児童健全育成事業の「3基準額」に定める基準額及び別紙「その他登録料及び保育料の減免による補填」に定める減免額を合計した額と、要綱別紙「4対象経費」に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てる。
補助金交付事業の開始時期	平成23年4月1日
補助金交付事業の終了時期	国の実施する放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の交付措置が終了するに至ったとき
様式	大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書（様式第1号） 添付書類 ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付決定通知書（様式第2号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助金実績報告書（様式第3号） 添付書類 ・ 事業報告書 ・ 収支決算書 大津市放課後児童健全育成事業費補助金確定通知書（様式第4号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付請求書（様式第5号）

	大津市放課後児童健全育成事業費補助金事前交付請求書（様式第6号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助変更承認申請書（様式第7号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助変更承認決定通知書（様式第8号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第9号）
担当部署	大津市福祉部子ども未来局児童クラブ課

要綱別紙(抜粋)

1事業	2区分	3基準額(令和4年度)	4対象経費	5負担割合
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業(特定分)	<p>1 放課後児童健全育成事業費</p> <p>原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)どおり放課後児童支援員、補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)を配置した場合</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)構成する児童の数が1~19人の支援の単位 2,554,000円— (19人—支援の単位を構成する児童の数) × 29,000円</p> <p>(イ)構成する児童の数が20~35人の支援の単位 4,676,000円— (36人—支援の単位を構成する児童の数) × 26,000円</p> <p>(ウ)構成する児童の数が36~45人の支援の単位 4,676,000円</p> <p>(エ)構成する児童の数が46~70人の支援の単位 4,676,000円— (支援の単位を構成する児童の数—45人) × 67,000円</p> <p>(オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数—250日) × 19,000円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 19,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 407,000円</p> <p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 183,000円</p> <p>(2)年間開所日数200~249日の放課後児童健全育成事業所(特例分)</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 3,071,000円</p> <p>(イ)構成する児童の数が1~19人の施設 1,726,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 19,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × 407,000円</p> <p>※ 構成する児童数の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。 ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p> <p>※ 放課後児童支援員には、設備運営基準10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、令和5年3月31日までに同条同項に規定する研修を修了する予定者を含む。</p>	局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費(飲食物費を除く。)	国 1/3  県 1/3  市 1/3

<p>2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額)</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>ア 滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱(以下本項目において「実施要綱」という。)別添2の3(1)③に定める事業を実施する場合</p> <p style="text-align: right;">13,000,000円</p> <p>イ 開設準備経費(礼金および賃借料(開所前月分)。以下本項目において同じ。)を含まない場合(アを除く)</p> <p style="text-align: right;">12,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く) 12,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 実施要綱別紙2の3(2)③及び④に定める事業を実施する場合</p> <p>(ア)小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合</p> <p style="text-align: right;">2,000,000円</p> <p>(イ)幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合(アを除く) 1,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く) 1,600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円</p> <p>※ 開所準備経費については令和4年度に支払われたものに限る。</p>	<p>放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費</p>
<p>3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 1,956,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p> <p>ア 賃借料補助 3,066,000円</p> <p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助 6,100,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 507,000円</p> <p>※ (2)のイ及びウを除き事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	<p>放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費</p>

放課後児童健全育成事業 (一般分)	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 家庭、学校等との連絡および情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,678,000円</p> <p>(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3,158,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)
	<p>2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 障害児を3人以上受け入れる場合</p> <p>ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 1,956,000円</p> <p>イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合</p> <p>(ア) 職員を1人配置 1,956,000円</p> <p>(イ) 職員を2人以上配置 3,912,000円</p> <p>ウ 障害児を9人以上受け入れる場合</p> <p>(ア) 職員を1人配置 1,956,000円</p> <p>(イ) 職員を2人配置 3,912,000円</p> <p>(ウ) 職員を3人以上配置 5,868,000円</p> <p>(2) 医療的ケア児を受入れる場合</p> <p>ア 看護職員等を配置 4,061,000円</p> <p>イ 看護職員等が送迎支援等を実施 1,353,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費
	<p>3 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1支援の単位当たり年額 608,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
	<p>4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業</p> <p>要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置</p> <p>1事業所当たり年額 1,295,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費
	<p>5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業</p> <p>遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用の補助</p> <p>1支援の単位当たり年額 1,444,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	育成支援体制強化事業の実施に必要な経費
	<p>6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業</p> <p>放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審するために必要となる費用を補助</p> <p>1事業所当たり年額 300,000円</p>	第三者評価受審推進事業の実施に必要な経費

<p>放課後児童健全育成事業 (その他分)</p>	<p>1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額(1)~(3)の合計額)</p> <p>(1) 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 131,000円</p> <p>(2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 263,000円</p> <p>(3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長(マネジメント)的立場にある者を配置 対象職員1人当たり 394,000円</p> <p>※ 1支援の単位あたりの基準額は、919,000円を上限とする。  ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	<p>放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善等事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)</p>
<p>放課後児童健全育成事業</p>	<p>放課後児童健全育成事業(特例措置分)</p> <p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業(1支援の単位当たり日額) 11,000円  ※新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年6月末までの間、平日において午前中から開所するための経費を補助</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 21,000円  ※新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年6月末までの間、平日において午前中から開所するための経費を補助</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業(1支援単位当たり日額) 6,000円  ※新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年6月末までの間、平日において午前中から開所するための経費を補助</p> <p>(8) 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業(1人当たり日額) 500円  ※令和4年4月1日から6月末までの間、市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、保護者へ返還した場合等の経費を補助</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分)</p> <p>(1) 放課後児童健全育成事業 定員19人以下 300,000円  定員20人以上59人以下 400,000円  定員60人以上 500,000円</p> <p>※1支援単位当たり  ※子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費に限る。  ※感染症対策計画の策定、職員の体調管理やCOCOAの活用感染拡大防止に努めること。</p> <p>(2) 感染症対策のための改修 1,000,000円</p> <p>※1支援単位当たり  ※新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に限る。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策臨時休業特別開所支援事業等の実施に必要な経費(飲食物費を除く。)</p>

	4 ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)	500,000円		
	※1支援単位当たり ※連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した 相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費 及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できる よう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。			

別紙

その他登録料及び保育料の減免による補填

減免内容	減免額
① 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者及び前年度分の市民税が非課税である者	登録料及び保育料を10,000円減額
② ①に該当する者を除き、ひとり親家庭等に属するもの	保育料を児童1人につき月額2,000円減額
③ 児童が兄弟姉妹で2人以上クラブに通所登録している者	保育料を兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童1人につき
④ 児童が負傷又は疾病のため全月にわたって欠席した者	当該月分の保育料を10,000円減額

様式第 1 号

大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市放課後児童健全育成事業費補助金の交付について、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放課後児童健全育成事業費補助
補助事業の目的及び内容	放課後児童健全育成事業に関わる 児童クラブ児童の受入れのため
補助事業の経費所要額	円
交付申請金額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 見積書



様式第2号

大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付決定通知書

大 福 児 第 号

年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった大津市放課後児童健全育成事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放課後児童健全育成事業費補助
補助事業の目的及び内容	交付申請書に記載のとおり
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	1、大津市補助金等交付規則及び大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付基準の規定を遵守すること。 2、事業が完了したときは、大津市放課後児童健全育成事業費補助事業実績報告書を提出すること。 3、補助金にかかる予算及び決算並びに活動に関する書類は、事業完了後5年間保存すること。

様式第3号

大津市放課後児童健全育成事業費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大福児第 号で補助金の交付の決定のあった大津市放課後児童健全育成事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放課後児童健全育成事業費補助
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書

様式第4号

大津市放課後児童健全育成事業費補助金確定通知書

大 福 児 第 号  
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大福児第 号で補助金の交付の決定をした大津市放課後児童健全育成事業費補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放課後児童健全育成事業費補助
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名 ⑩

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大福児 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市放課後児童健全育成事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 金 先 融 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義

大津市放課後児童健全育成事業費補助金事前交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大福児第 号で補助金の交付の決定のあつ大津市放課後児童健全育成事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市放課後児童健全育成事業費補助
交付決定金額	円
補助金を事前交付請求する理由	
補助金の既交付金額	円
交付請求金額	円
振 金 込 融 先 機 関	金融機関名
	口座番号
	口座名義

様式第7号

大津市放課後児童健全育成事業費補助変更承認申請書

年 月 日

大津市長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大福児第 号で補助金の交付の決定のあった大津市放課後児童健全育成事業費補助の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放課後児童健全育成事業費補助
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 見積書等

様式第8号

大津市放課後児童健全育成事業費補助変更承認決定通知書

大 福 児 第 号

年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大福児第 号で補助金の交付の決定をした大津市放課後児童健全育成事業費補助の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放課後児童健全育成事業費補助
承認した変更内容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号

大津市放課後児童健全育成事業費補助変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 福 児 第 号

年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大福児第 号で補助金の交付の決定をした大津市放課後児童健全育成事業費補助の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放課後児童健全育成事業費補助
補 助 事 業 の 変 更 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	